

保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

R 2 . 3 . 3 大分県福祉保健部こども未来課

1 対象の児童施設

- ・保育所等（保育所、認定こども園、認可外保育施設、放課後児童クラブ、児童館等）
- ・私立幼稚園

2 対象の児童施設で感染者が発生した場合

(1) 当該施設

県から臨時休業（当面14日間）を要請

【要請の流れ】

- ・保育所等

市町村は県からの要請を受け、市町村から施設へ要請する。

- ・私立幼稚園

県から園へ要請する。※県から市町村へ情報提供

(2) 感染者が発生した当該施設の、近隣及び周辺地域に立地する施設

臨時休業は要請しないが、感染拡大防止策を要請

【要請の流れ】は上記(1)のとおり

(3) 複数の感染者が発生した場合は、地域内（校区や旧市町村域等）全ての施設に休業を要請する可能性あり

【要請の流れ】は上記(1)のとおり

3 園児・児童、職員等が濃厚接触者に特定された場合（同居者が感染した場合等）

濃厚接触者が通う施設には、臨時休業は要請しないが、濃厚接触者については、感染者と濃厚接触した日から起算して2週間登園を避けるよう要請

※濃厚接触者の特定は、大分県の衛生部局等による。

【要請の流れ】

- ・保育所等

市町村から子どもの保護者へ要請する。

- ・私立幼稚園

園から子どもの保護者へ要請する。

4 その他

管内施設が臨時休園する場合は、下記連絡先まで報告してください。

※現時点の取扱いであり、国の動向や感染の流行状況等により変更があり得ることを申し添えます。

(連絡先)

幼児教育・保育班 渋谷

電話 097 (506) 2714

子育て支援班 大久保

電話 097 (506) 2711